



収入証紙の廃止に伴い、 令和5年10月1日から 手数料の支払方法が変更となります

岡山県収入証紙の廃止に伴い、建設業許可、経営事項審査等の申請や建設業許可等の証明に係る手数料は、収納専用窓口での支払に**変更となります**。
(<https://www.pref.okayama.jp/page/867915.html>)

収納専用窓口でのお支払い方法

【建設業許可申請、経営事項審査申請、解体工事業登録申請、浄化槽工事業登録申請】

- ①申請内容に対応する「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」をHP（アドレス）から印刷し、収納専用窓口を持参の上、手数料を支払ってください。
- ②支払後、納付済証を受け取り、申請書に貼付の上、申請内容に応じた申請先へ提出してください。

岡山県手数料等（POS）納付連絡票	
コード	290000001322
事務名称	〇〇〇〇申請（△△）
銘柄	〇〇〇〇申請（△△）
単価	50,000
数量	1
金額	50,000

■手数料等の納付の流れ
①この票は、申請書の内容に合わせた手数料等を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付した「岡山県手数料等（POS）納付連絡票」です。
②申請書も収納専用窓口へ持参の上、手数料等を納付いただきますようお願いいたします。
③収納専用窓口で手数料等を納付されましたら、納付済証（シールラベル）を受け取り、申請書等に貼付の上、申請書等を申請先へ提出いただきますようお願いいたします。



©岡山県
「ももっち」

岡山県 納付済証	
岡山県庁	
収納事務受託者 *****	
再発行はできません。	
2023年10月2日(月) 9:00	
S:00000013223	
〇〇〇〇申請（△△）	
合計	¥50,000-
現金	¥50,000-
No.000-00000-00-0000	



【建設業許可等証明発行】

- ①証明願様式をHP（アドレス）から印刷し、収納専用窓口を持参の上、手数料を支払ってください。
- ②支払後、納付済証を受け取り、様式に貼付の上、申請内容に応じた申請先へ提出してください。

手数料の返金について

申請受付後に取下げや不許可となった場合でも、手数料の返金はありません。

未使用証紙の還付（買取）について

令和5年10月1日以降は、岡山県収入証紙は使用できません。
お持ちの岡山県収入証紙については、令和10年9月30日まで還付（買取）手続きが行えます。詳しくは出納局会計課HPをご覧ください。
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>)